

改定後	改定前
<p>しんきんカード個人会員規約 第5条（規約の変更）</p> <p><u>1. 当社は民法に定めるところに従い、本規約を変更する旨、変更内容およびその効力発生時期を、当社ホームページへの掲載その他適切な方法により本会員に周知することにより、本規約を変更することができるものとします。また、法令の定めにより本規約を変更出来る場合には、当該法令に定める手続きによる変更も可能なものとします。</u></p> <p><u>2. 前項前段にかかわらず、当社は、本規約に定める年会費、カード再発行手数料、ATM手数料、その他手数料等の金額につき、これを変更する旨、変更内容およびその効力発生時期を、当社ホームページへの掲載その他適切な方法により本会員に周知することにより、これらを変更することができるものとします。</u></p>	<p>しんきんカード個人会員規約 第5条（規約の変更、承認）</p> <p><u>本規約の変更については当社から変更内容を通知した後、または新会員規約を送付した後にカードを利用したとき、当社が自社ホームページ等に変更内容や新会員規約を公表するなどインターネットその他適切な方法により周知した後にカードを利用したときは、変更事項または新会員規約を承認したものとみなします。また、法令の定めにより本規約を変更出来る場合には、当該法令に定める手続きによる変更も可能なものとします。</u></p>
<p>第6条（カードの貸与と取扱い）</p> <p>1. 当社は、会員に会員氏名・会員番号・有効期限等（以下「カード情報」という）をカード券面上に印字した会員の申込区分に応じたカード（以下家族カードを含む）を発行し、貸与します。会員は、カードを貸与されたときは直ちに当該カードの署名欄に自署するものとします（カードに署名欄がある場合に限る）。本会員は、カード発行後も、届出事項（第4条第1項の届出事項をいう）の確認（以下「取引時確認」という）手続を当社が求めた場合にはこれに従うものとします。<u>なお、セキュリティ上の理由、当社と提携クレジットカードの発行に関し提携する会社と当社との提携関係の変動・終了その他の事由により、会員番号が変更される場合があり、その場合、当社</u></p>	<p>第6条（カードの貸与と取扱い）</p> <p>1. 当社は、会員に会員氏名・会員番号・有効期限等（以下「カード情報」という）をカード券面上に印字した会員の申込区分に応じたカード（以下家族カードを含む）を発行し、貸与します。会員は、カードを貸与されたときは直ちに当該カードの署名欄に自署するものとします（カードに署名欄がある場合に限る）。本会員は、カード発行後も、届出事項（第4条第1項の届出事項をいう）の確認（以下「取引時確認」という）手続を当社が求めた場合にはこれに従うものとします。</p>

<p><u>より新たな会員番号を含むカード情報をカード券面上に印字したカード（カード券面のデザイン変更を含む）を発行し、貸与します。</u></p>	
<p>第14条（カード利用の一時停止等） （略）</p> <p><u>9. 当社は、当社が合併、株式交換、会社分割、事業譲渡その他の組織再編を実施しあるいは実施しようとする場合であって、貸金業法、割賦販売法その他の法令の確実な遵守のためカードの利用停止が必要と判断する場合には、事前に当社が相当と認める方法で告知の上、一定期間カードショッピング、キャッシングリボ、キャッシング一括および海外キャッシュサービスの全部または一部の利用を停止することができるものとします。</u></p>	<p>第14条（カード利用の一時停止等） （略）</p>
<p>第15条（付帯サービス等）</p> <p><u>1. 会員は、当社または当社の提携会社が提供するカード付帯サービスおよび特典（以下「付帯サービス」という）を利用することができます。会員が利用できる付帯サービスおよびその内容については別途当社から本会員に対し通知します。会員は、当社と提携会社との提携関係の終了等によって付帯サービスが利用できなくなる場合があることを予め承諾するものとします。</u></p> <p>（略）</p>	<p>第15条（付帯サービス等）</p> <p>1. 会員は、当社または当社の提携会社が提供するカード付帯サービスおよび特典（以下「付帯サービス」という）を利用することができます。会員が利用できる付帯サービスおよびその内容については別途当社から本会員に対し通知します。</p> <p>（略）</p>
<p>第16条（代金決済口座および決済日） （略）</p> <p>3. 当社は、本会員の毎月の支払いに係るご利用代金明細情報を支払期日までに当社指定のウェブサイトに関連可能な状態におくことにより会員に通知します（ただし、法令で別途定めがある場合は、カード利用代金明細書を郵送による方法で送付します）。会員は <u>Vpass 会員規約</u>、<u>カードご利用</u></p>	<p>第16条（代金決済口座および決済日） （略）</p> <p>3. 当社は、本会員の毎月の支払いに係るご利用代金明細情報を支払期日までに当社指定のウェブサイトに関連可能な状態におくことにより会員に通知します（但し、法令で別途定めがある場合は、カード利用代金明細書を郵送による方法で送付します）。会員は <u>VpassID 規約</u>、<u>WEB 明細特約</u>に同意</p>

<p>代金 WEB 明細書サービス利用特約に同意の上、当社指定の方法により、ご利用代金明細情報をインターネット等で閲覧することができます。また、ご利用代金明細情報について書面による通知を希望する本会員は、当社指定の方法により当社へ申し出るものとし、当社がこれを承諾した場合あるいは法令上義務づけられる場合、当社は本会員の届出住所宛てに書面を送付します。当社は、書面による通知を実施する場合で、当該通知が当社の義務に属しない場合には、本会員に対し、書面による通知にかかる当社所定の手数料を請求することができますものとし、本会員は、ご利用代金明細情報の内容に異議がある場合には、ご利用代金明細情報受領後 10 日以内に当社に対し異議を申出るものとし、ただし、支払いが書面による通知にかかる手数料または年会費のみの場合はご利用代金明細情報を通知しない場合があります。</p> <p>4. 本会員が当社に支払うべき債務のうち第 38 条に定めるキャッシングリボおよび第 43 条に定めるキャッシング一括の返済元金および第 46 条に定める海外キャッシングサービスの返済元金について本条第 1 項で本会員が指定する決済口座からの口座振替の結果を当社が金融機関等から受領し、当該債務に関して支払いが完了したことを確認するまでは、当社は当該返済元金を第 9 条第 6 項に定める未決済残高から減算しないものとし、</p>	<p>の上、当社指定の方法により、ご利用代金明細情報をインターネット等で閲覧することができます。また、ご利用代金明細情報について書面による通知を希望する本会員は、当社指定の方法により当社へ申し出るものとし、当社がこれを承諾した場合あるいは法令上義務づけられる場合、当社は本会員の届出住所宛てに書面を送付します。当社は、書面による通知を実施する場合で、当該通知が当社の義務に属しない場合には、本会員に対し、書面による通知にかかる当社所定の手数料を請求することができますものとし、本会員は、ご利用代金明細情報の内容に異議がある場合には、ご利用代金明細情報受領後 10 日以内に当社に対し異議を申出るものとし、ただし、支払いが書面による通知にかかる手数料または年会費のみの場合はご利用代金明細情報を通知しない場合があります。</p> <p>4. 本会員が当社に支払うべき債務のうち第 38 条に定めるキャッシングリボおよび第 43 条に定めるキャッシング一括の返済元金および第 46 条に定める海外キャッシングサービスの返済元金について本条第 1 項で本会員が指定する決済口座からの口座振替の結果を当社が金融機関等から受領し、当該債務に関して支払いが完了したことを確認するまでは、当社は当該返済元金を第 9 条第 6 項に定める未決済残高から減算しないものとし、</p>
---	--

<p>第21条（期限の利益の喪失） （略）</p> <p>2. 本会員は、当社に支払うべき債務の履行を遅滞した場合および第22条第1項の規定（ただし、<u>第22条第1項第6号・第7号・第8号</u>の事由に基づく場合を除きます）により会員資格を取消された場合、リボルビング払い、分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いに係る債務を除く債務について当然に期限の利益を失い、直ちに当該債務の全額を支払うものとします。</p> <p>（略）</p>	<p>第21条（期限の利益の喪失） （略）</p> <p>2. 本会員は、当社に支払うべき債務の履行を遅滞した場合および第22条第1項の規定（ただし、<u>第22条第1項第7号または第8号</u>の事由に基づく場合を除きます）により会員資格を取消された場合、リボルビング払い、分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いに係る債務を除く債務について当然に期限の利益を失い、直ちに当該債務の全額を支払うものとします。</p> <p>（略）</p>
<p>第24条（費用の負担）</p> <p><u>1. 会員は、金融機関等にて振込により支払う場合の金融機関等所定の振込手数料その他本規約に基づく債務の支払いに際して発生する各種取扱手数料（ただし、当社が受領するものは除きます）、本規約に基づく費用・手数料等に課される消費税その他公租公課を負担するものとします。</u></p> <p><u>2. 会員が支払期日において当社に支払うべき債務の口座振替ができない場合、または当社指定口座への振込が支払期日までにされなかった場合には、システム処理料、事務手数料およびその他カード利用代金等（ただし、キャッシング利用代金を除く）の弁済の受領に要する費用として、440円（税込）を会員は負担するものとします。</u></p>	<p>第24条（費用の負担）</p> <p>会員は、金融機関等にて振込により支払う場合の金融機関等所定の振込手数料その他本規約に基づく債務の支払いに際して発生する各種取扱手数料（ただし、当社が受領するものは除きます）、本規約に基づく費用・手数料等に課される消費税その他公租公課を負担するものとします。</p>
<p>第31条（リボルビング払い） （略）</p> <p>2. 本会員は、会員がリボルビング払いを指定した場合において弁済金（毎月支払額）の支払いコースとして元金定額コースを指定したときは、支払いコースを指定した際に指定した金額（5千円、または、1万円以上1万円単位。ただし、締切日の残高が弁済金に満たないときはその金額）または当</p>	<p>第31条（リボルビング払い） （略）</p> <p>2. 本会員は、会員がリボルビング払いを指定した場合において弁済金（毎月支払額）の支払いコースとして元金定額コースを指定したときは、支払いコースを指定した際に指定した金額（5千円、または、1万円以上1万円単位。ただし、締切日の残高が弁済金に満たないときはその金額）または当</p>

<p>社が適当と認めた金額に、毎月の締切日時点のリボルビング払いの未決済残高に応じて本条第4項に定める手数料を加算して、翌月の支払期日に支払うものとします。また、本会員が希望し当社が適当と認めた場合は、ボーナス支払月にボーナス増額弁済金を加算した額を支払う方法とすることができます。なお、当社が定める日までに当社所定の方法で本会員が希望し当社が適当と認めた場合は、弁済金(毎月支払額)を増額または減額できるものとします。<u>また、入会時において、会員は支払いコースを元金定額コースと指定したとみなします。</u></p> <p>(略)</p>	<p>社が適当と認めた金額に、毎月の締切日時点のリボルビング払いの未決済残高に応じて本条第4項に定める手数料を加算して、翌月の支払期日に支払うものとします。また、本会員が希望し当社が適当と認めた場合は、ボーナス支払月にボーナス増額弁済金を加算した額を支払う方法とすることができます。なお、当社が定める日までに当社所定の方法で本会員が希望し当社が適当と認めた場合は、弁済金(毎月支払額)を増額または減額できるものとします。</p> <p>(略)</p>
<p>第35条(支払停止の抗弁)</p> <p>1. 会員は、リボルビング払い、分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いにより購入した商品等について次の事由が存するときは、当該事由が解消されるまでの間、当社に対し当該事由に係る商品等について支払いを停止することができます。ただし、割賦販売法の規定の適用がないかその適用が除外される取引、商品・権利・役務についてはこの限りではありません。</p> <p>①商品等の引渡し、提供がなされないこと。</p> <p>②商品等に<u>破損、汚損、故障、欠陥、その他の種類または品質、数量に関して契約の内容に適合しない場合</u>があること。</p> <p>③その他商品等の販売・提供について、加盟店に対して生じている事由があること。</p> <p>(略)</p>	<p>第35条(支払停止の抗弁)</p> <p>1. 会員は、リボルビング払い、分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いにより購入した商品等について次の事由が存するときは、当該事由が解消されるまでの間、当社に対し当該事由に係る商品等について支払いを停止することができます。ただし、割賦販売法の規定の適用がないかその適用が除外される取引、商品・権利・役務についてはこの限りではありません。</p> <p>①商品等の引渡し、提供がなされないこと。</p> <p>②商品等に<u>瑕疵(欠陥)</u>があること。</p> <p>③その他商品等の販売・提供について、加盟店に対して生じている事由があること。</p> <p>(略)</p>
<p><割賦販売用語の読み替え></p> <p>日本クレジット協会が定める自主規制規則における標準用語は、会員規約、特約、カード送付台紙、ご利用代金明細書、通知書、広告物等において以下の通り読み替えます。</p> <p>(略)</p>	<p><割賦販売用語の読み替え></p> <p>日本クレジット協会が定める自主規制規則における標準用語は、会員規約、特約、カード送付台紙、ご利用代金明細書、通知書、<u>広告物等において割賦販売法で定める法定用語</u>を以下の通り読み替えます。</p>

	(略)
<p>個人情報の取扱いに関する同意条項</p> <p>第1条（個人情報の収集・保有・利用等）</p> <p>1. 会員または会員の予定者（以下総称して「会員等」という）は、本規約（本申込みを含む。以下同じ）を含む当社との取引の与信判断および与信後の管理ならびに付帯サービス提供のため、下記①から⑨の情報（以下これらを総称して「個人情報」という）を当社が保護措置を講じた上で収集（<u>映像、その他の電磁的記録として取得・保存することを含む</u>）・保有・利用することに同意します。なお、与信後の管理には、カードの利用確認、本会員へのカードご利用代金のお支払い等のご案内（支払遅延時の請求を含みます）をすること（下記②の契約情報を含む家族カードに関するお支払い等のご案内は、本会員にご案内します）、および法令に基づき市区町村の要求に従って会員の個人情報（入会申込書の写し・残高通知書等）を市区町村に提出し住民票・住民除票の写し・戸籍謄抄本・除籍謄本等（これらの電子化されたものにかかる記載事項の証明書を含みます）の交付を受けて連絡先の確認や債権管理その他の会員管理のために利用すること、を含むものとします。</p> <p>①申込み時または入会後に会員等が提出する申込書、届出書、その他の書類に記入しまたは記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、運転免許証番号、職業、勤務先、取引を行う目的、資産、負債および収入、<u>在留資格に関する情報等の情報</u>（以下総称して「氏名等」という）、本規約に基づき届出られた情報および当社届出電話番号の現在および過去の有効性（通話可能か否か）に関する情報、<u>電話接続状況履歴</u>（全国の固定電話および携</p>	<p>個人情報の取扱いに関する同意条項</p> <p>第1条（個人情報の収集・保有・利用等）</p> <p>1. 会員または会員の予定者（以下総称して「会員等」という）は、本規約（本申込みを含む。以下同じ）を含む当社との取引の与信判断および与信後の管理ならびに付帯サービス提供のため、下記①から⑦の情報（以下これらを総称して「個人情報」という）を当社が保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意します。なお、与信後の管理には、カードの利用確認、本会員へのカードご利用代金のお支払い等のご案内（支払遅延時の請求を含みます）をすること（下記②の契約情報を含む家族カードに関するお支払い等のご案内は、本会員にご案内します）、および法令に基づき市区町村の要求に従って会員の個人情報（入会申込書の写し・残高通知書等）を市区町村に提出し住民票・住民除票の写し・戸籍謄抄本・除籍謄本等（これらの電子化されたものにかかる記載事項の証明書を含みます）の交付を受けて連絡先の確認や債権管理その他の会員管理のために利用すること、を含むものとします。</p> <p>①申込み時または入会後に会員等が提出する申込書、届出書、その他の書類に記入しまたは記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、運転免許証番号、職業、勤務先、取引を行う目的、資産、負債および収入等の情報（以下総称して「氏名等」という）、本規約に基づき届出られた情報および当社届出電話番号の現在および過去の有効性（通話可能か否か）に関する情報、<u>ならびにお電話等でのお問合せ等により当社が知り得た氏名等の情報</u>（以下総称して「属性情報」という）</p>

<p><u>帯電話の接続状況調査の履歴で、調査年月日、電話接続状況、移転先電話番号が含まれる）およびお電話等でのお問合せ等により当社が知り得た氏名等の情報（以下総称して「属性情報」という）</u></p> <p>②会員のご利用に関する申込日、契約日、ご利用店名、商品名、契約額、支払回数、<u>IDその他の識別情報等のご利用状況および契約内容に関する情報（クレジットカード利用可能加盟店等から当社が適法に取得する情報を含み、以下「契約情報」という）</u></p> <p>（略）</p> <p><u>⑧会員等のインターネット（アプリ、ウェブサイトを含む）上での閲覧履歴、商品購買履歴、サービス利用履歴、位置情報等の履歴情報、利用されている端末の情報、ネットワーク情報（IPアドレス等）等</u></p> <p><u>⑨本項各号に定める情報に付帯する個人関連情報（第三者から提供を受け個人データとなる個人関連情報を含む）</u></p> <p>2. 会員は、当社が下記の目的のために前項の①②③④⑧⑨の個人情報を利用することを同意します。</p> <p>（略）</p> <p>⑤当社が認めるクレジットカード利用加盟店等その他地方公共団体等および当社の提携する者等の各種プロモーション活動等を支援するデータ分析サービスにおいて、<u>個人情報に係るデータを照合、分析することにより、統計レポートを作成すること（個人を識別し得ない統計情報として加工したものに限る）</u></p> <p>（略）</p> <p><u>3. 会員等は、当社が各種法令の規定により提出を求められた場合およびそれに準ずる公共の利益のために必要がある場合、公的機関等に会員等の個人情報を提供するこ</u></p>	<p>②会員のご利用に関する申込日、契約日、ご利用店名、商品名、契約額、支払回数等のご利用状況および契約内容に関する情報（以下「契約情報」という）</p> <p>（略）</p> <p>2. 会員は、当社が下記の目的のために前項の①②③④の個人情報を利用することを同意します。</p> <p>（略）</p> <p>⑤当社が認めるクレジットカード利用加盟店等その他地方公共団体等および当社の提携する者等の各種プロモーション活動等を支援するデータ分析サービス提供のための<u>統計レポートの作成（個人を識別し得ない統計情報として加工したものに限る）</u></p> <p>（略）</p>
--	--

<p><u>とに同意します。</u></p>	
<p>個人情報の共同利用について 当社は、個人情報の保護に関する法律に基づき、収集した個人情報を共同利用できるものとし、個人情報の共同利用についてインターネットの当社ホームページへの常時掲載等によって公表するものとします。</p>	<p>個人情報の共同利用について 当社は、個人情報の保護に関する法律<u>第23条第5項</u>に基づき、収集した個人情報を共同利用できるものとし、個人情報の共同利用についてインターネットの当社ホームページへの常時掲載等によって公表するものとします。</p>